



## PROFILE & ARCHIVE

[プロフィール]

昭和59(1984)年7月17日  
誕生(36歳)

平成3(1991)年  
社会福祉法人  
大鎌田保育園 卒園

平成9(1997)年  
甲府市立 大國小学校 卒業

平成12(2000)年  
甲府市立 上条中学校 卒業

平成15(2003)年  
山梨県立 甲府西高等学校 卒業

平成19(2007)年  
明治大学  
政治経済学部政治学科 卒業

平成19(2007)年  
山梨日日新聞社 入社

平成26(2014)年  
山梨日日新聞社 退社

平成27(2015)年  
甲府市議会議員 初当選

平成31(2019)年  
山梨県議会議員 初当選

### ABOUT MUKOUYAMA

趣味

バスケットボール・スケート  
スポーツ観戦

資格

教員免許

家族

妻と長女(4歳)、  
長男・次女(双子2歳)  
両親の7人家族

子育て奮闘中!

所属

[議会関係]  
会派「自民党 誠心会」

総務委員会

県議会タブレット端末検証委員会

山梨活性化促進 県議会議員連盟 農林業部会

自殺対策 県議会議員連盟 研究委員会

県議会私学振興議員懇話会

県議会 歴史文化研究クラブ



## Q&A 教えて! 向山さん

### 県有地問題について

#### Q. 県有地問題って?

山梨県が富士急行に昭和2年(1927年)から貸し付けている山中湖村の約440ヘクタールの県有地に対して、「賃料が安すぎる」として南アルプス市の男性が2017年に県を提訴。住民訴訟で、県は「賃料は適切」と説明していましたが、昨年8月に「賃料算定に重大な誤りがあった」と方針を転換しました。現在の賃料 約3億3千万円の約6倍にあたる「年間 約20億円が妥当」との不動産鑑定書を提出し、「現在の契約は『違法無効』である」と訴える一方、富士急行は現在の賃料の妥当性を主張して見解が分かれています。

#### Q. 意見の違いは政治的な対立が背景にあるの?

長崎知事は衆議院議員時代から「県有地問題」の解決を訴えていたことから、「富士急行との確執が背景にあるのではないか」との見方もありますが、長崎知事は「政治的な対立は全く関係ない」と明確に否定し、あくまでも法律上の議論として導かれた方針転換だと訴えています。

また、予算修正案の賛否をめぐる、弁護士費用の削減に賛成した議員を「既得権益派」とか「富士急行を裁判で勝たせるためだ」と指摘する意見もあります。賛否混在する議論は、政治的な対立ではなく、法律的または政策的な見解の相違だと考えます。議会では、決め付けで議論を進めずに異なる意見も受け入れながら、論点を明確にして議論を重ねていく必要があります。

#### Q. これからどうなるの?

県有地の「適正な対価」について、県と富士急行に大きな金額の隔たりがあります。まずは住民訴訟の判決を通じて、法的な裏付けを取ることが最優先です。「原告による訴えの取り下げ」や「和解」の可能性もありますが、既判力(裁判所が判断した事項について生じる効力)を有するために判決は不可欠です。法的な「お墨付き」を得た上で、賃料改定など県の施策遂行が求められます。

県民共有の財産である県有地を「適正な対価」で貸し出すことは当然で、資産の高度化、最適化に反対する議員はいません。透明性ある賃料算定を求めつつ、様々な視点で議論を重ねて「適正な対価」とは何かという本質論に真正面から取り組んでいきます。

山梨県議会議員

向山のりとし 議会活動報告

# 未来 NEXT

歴史と伝統を引き継ぎ  
未来へ続く  
新たな政治を甲府から。

2021年 4月号

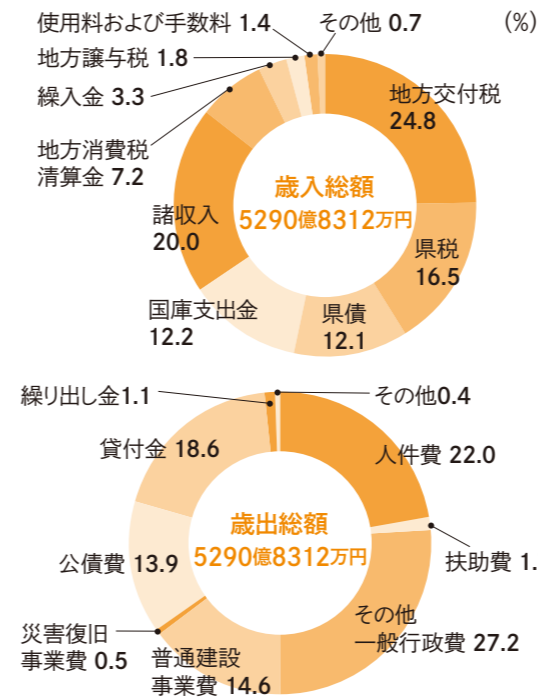
# Vol.8

臨時号

2021 APRIL  
SPECIAL ISSUE

日本一誇れる山梨を創る  
NEXT  
GENERATION  
YAMANASHI 30

### 令和3年度 山梨県一般会計当初予算の概要



## 過去最大の一般会計当初予算が成立 超積極型5291億円

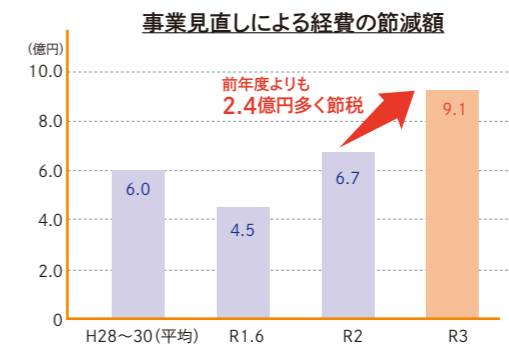
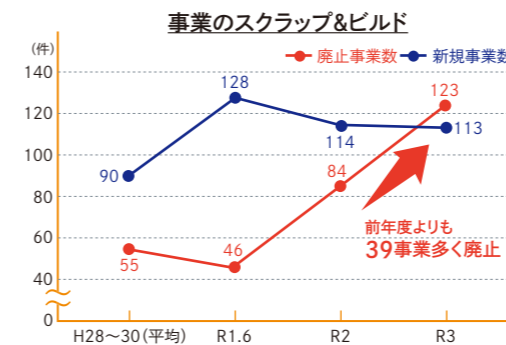
山梨県議会は2月定例会最終日の3月24日、一般会計総額が過去最大の5291億円となった令和3年度当初予算案を賛成多数で可決しました。経済対策を含む新型コロナウイルス対策469億円(2月補正を含む)が盛り込まれ、前年度の当初予算を15%上回る「超積極型予算」となりました。

最大の特徴は、徹底した選択と集中で「最小の県負担で、最大の事業効果」を目指した予算編成。長崎幸太郎知事の指示の下、各事業の見直しを進めて123事業を廃止し、9億1千万円を節減、113の新規事業を打ち出しました。また、国の補助金や有利な地方債を活用するなど公共事業費895億円を確保した上、特に防災・減災対策は前年度の倍以上となる287億円が計上されています。

感染防止と医療体制の整備に取り組みつつ、長崎知事が掲げる「やまなしグリーン・ゾーン構想」の実現による感染対策と経済活動の両立が求められています。二元代表制のもとで知事と共に県政を推進する立場として、成立した予算の執行をサポートしながら引き続き政策的議論を行っていきます。

### 予算のポイント! 最小の県負担で、最大の事業効果を追求

#### ◆ 徹底した選択と集中による県事業の再構築



### 新型コロナウイルス感染症対策の主要事業

469億円※予備費5億円含む

感染拡大防止と医療体制の強化

111億円

県民生活に与える影響の最小化と新しい生活様式への対応

77億円

県内経済の安定化・反転攻勢にむけた対策

276億円

### 新型コロナウイルス関連情報 ワクチン接種の手続きや接種券(クーポン券)についてなど

#### 甲府市新型コロナワクチン 接種コールセンター(ナビダイヤル)

0570-001502 (自動応答)  
[平日のみ 午前8時30分~午後5時15分]

#### ワクチンの効果や安全性、接種後に副反応が出た場合の相談

山梨県新型コロナワクチン専門相談ダイヤル

055-223-8878  
[毎日 午前8時30分~午後8時30分]

最新の情報は、甲府市ホームページをご覧ください  
お問い合わせください



#### 問い合わせ

向山のりとし事務所  
〒400-0053 山梨県甲府市大里町2051番地  
電話:055-225-6471  
FAX:055-225-6472  
携帯:080-7758-8021

E-mail: info@mukouyama-nextkofu.com

HP: http://www.mukouyama-nextkofu.com

facebook http://www.fb.com/mukouyama.nextkofu

https://twitter.com/nori\_muko

@noritoshi\_mukouyama

Facebook、twitter、Instagramで政治活動などの情報発信をしています!ぜひ一度ご覧ください。

# NEXT GENERATION YAMANASHI 30



山梨県議会2月定例会 経過表

2月16日 2月定例会 開会

3月4日 ●補正予算案
▶▶弁護士報酬6600万円の支出について、説明責任を求める付帯決議を賛成多数で可決

3月22日 ●予算修正案
▶▶弁護士報酬2億円と債務負担行為を削除する予算修正案を賛成多数で可決

●山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例案
▶▶賛成多数で可決

長崎幸太郎知事が修正予算と条例の再議を要請

1日間の会期延長決定

3月23日 ●「予算修正案」再議
▶▶再可決に必要な3分の2以上(24人)の賛成を満たさず否決

会派「自民党誠心会」が弁護士報酬2億円を63万円に減額する再修正案の提出方針を決定

1日間の会期延長決定

3月24日 ●「予算の再修正案」
▶▶6会派共同で弁護士報酬2億円を70万円(税込)に減額するなどした再修正案を提出し、賛成多数で可決

●「弁護士の選任に関する条例案」の再議
▶▶再議で、成立に必要な3分の2以上(24人)の賛成を満たさず否決、廃案
●条例案の付帯決議の再議
▶▶弁護士報酬に関する基準の策定を求める付帯決議を賛成多数で可決、決定

2月定例会 閉会

3月31日 全員協議会で、県執行部が弁護士の選定や報酬の指針(骨子案)を提示

2月定例会『4つのポイント』

「県有地問題」をめぐる総額6600万円の調査業務委託費や約2億円の弁護士費用が議論の的となった山梨県議会2月定例会は、2度の会期延長を経て3月24日に閉会しました。71年ぶりの予算修正や再議が行われ、公金支出の在り方が問われた議会を「4つのポイント」から振り返ります。

POINT 1 弁護士報酬6600万円 説明責任を求める付帯決議※1

向山の判断 ▶▶付帯決議に「賛成」

山梨県は今年1月、「県有地問題」の住民訴訟で代理人を務める足立格弁護士(東京弁護士会所属)と、歴代知事の過失責任などを調べる総額6600万円の調査業務委託契約を結びました。タイムチャージ制(時間報酬制)を初めて採用して、時給5万円の見積書を基に即日契約。人件費など総務管理費から流用する形で支出された一方、議会に諮ることはなく、弁護士契約に関する質問があっても当初は県有地の特別委員会で明確な報告はありませんでした。



県有地特別委員会時の様子

契約内容が判明したのは、議会が要求した関連資料が出てきた後で、契約自体を隠したとも取れる執行部の対応に、議員からは批判の声が上がりました。2月定例会の総務委員会では、「きちんとした答弁や説明がなされなければ、議会としても認めることはできない」として、説明責任を果たすよう求める付帯決議を全会一致で可決。一般感覚では高額に映る弁護士報酬をめぐる議論のきっかけとなりました。

向山の考え

山梨県は足立弁護士に対して、①顧問弁護士料 毎月22万円 ②訴訟委任契約 毎月22万円 ③調査業務委託費 総額6600万円 ④検証委員会費用 日額9800円(開催日数)という4種類の契約を結んでいます。いずれも裁判を進める上で生じた予算ですが、公金支出である以上は議会への丁寧な説明が必要で、今回の6600万円のように議決した予算を流用した場合、本来は予算審議の対象ではないものの、県民感覚で高額な支出については、議会を通じて県民への説明責任を果たすよう努めるべきです。また、調査業務委託費が妥当性のある支出だったのか、執行部は報告書などの成果物をきちんと検証して議会へ適切に説明することが求められます。

POINT 2 弁護士報酬2億円と債務負担行為※2の 削除を求める予算修正案を可決

向山の判断 ▶▶予算修正案に「賛成」

新たな裁判の着手金として予算計上された約2億円の弁護士報酬をめぐる、山梨県議会は令和3年度当初予算案から弁護士費用などを削減した予算修正案を賛成多数で可決しました。修正案は、住民訴訟に関連した裁判を担当する弁護士への着手金にあてる約2億円の削減と、結審後の成功報酬の支払いについて定めておく債務負担行為を削除する内容。予算特別委員会で、着手金の算定根拠や債務負担行為の内容が「適切ではない」として委員から動議が提出されていました。



予算修正案は可決後すぐに、知事により再議に付され、再可決に必要な3分の2以上の賛成に達せず最終的に否決となりました。

向山の考え

県議会での議論を踏まえた弁護士費用をめぐる論点 ●弁護士報酬2億円の算定根拠 →歴代知事らの損害賠償責任を「前提」とした「将来的に起こる可能性のある裁判」の着手金であり、住民訴訟の判決が確定した後に予算計上すべきだ。 ●債務負担行為の曖昧(あいまい)な対象範囲 →対象となる訴訟が不明確で、設定範囲(事項、期間、限度額)をより具体的に明記にすべきだ。 ●適用対象が明確でない報酬基準 →(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を初めて適用して報酬を算定したが、県として同基準を適用するルールはなく、県独自の弁護士報酬や裁判費用に関する基準を定めて対応すべきだ。 以上のことなどから予算修正が必要と考えました。

POINT 3 弁護士の選任手続きの 透明性を求める条例制定

向山の判断 ▶▶条例案に「賛成」

会派「自民党誠心会」は、弁護士の選任手続きなどを明確化する「山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例案」を2月定例会に提出しました。予算特別委員会などで弁護士報酬に関する議論があり、県が弁護士選任などに関わる規定を定めておらず、報酬基準も存在しないことが判明。弁護士の選定ルールを整えてから議論を深めることが必要だと会派で判断しました。

議論の「土台」となるよう条文を最小限に設定。顧問弁護士は県内の弁護士から選任することを基本とする一方で、県外であっても「特に必要があると認める場合」には、議会の議決を経て選任・任命することが可能と定めました。また、執行部の裁量権を尊重して弁護士報酬についての規定や基準は示さず、代わりに付帯決議で、執行部が早急に弁護士報酬に関する基準を定めることを要請しました。

県内弁護士を基本とすることに反対する意見もあり、本会議での採決は賛否同数、最後は桜本広樹議長の裁決で可決されました。条例案は可決後すぐに、知事により再議に付され、再可決に必要な3分の2以上の賛成に達せず否決、廃案となりました。

条例の要点

- 1.顧問弁護士の選定にあたり、原則的に県内の弁護士から選ぶ。
2.「特に必要があると認める場合」には議会の議決を経て、県外や国外の弁護士を選定することができる。
3.原則的に、訴訟代理人は顧問弁護士が務める。
4.報酬基準は設けず、付帯決議で執行部へ早急に定めることを求める。



本会議での質疑は動画で



条例案提出時の様子(向山:写真左)

POINT 4 71年ぶり再議権※3の行使 再修正案で「2億円」→「70万円」※4に減額

向山の判断 ▶▶予算の再修正案に「賛成」

予算修正案と弁護士選任などに関する条例案の可決後、長崎知事は議決に異議があるとして地方自治法に基づく再議を要請。修正案と条例案はいずれも再可決に必要な3分の2以上の賛成を得られず否決されました。予算修正案の再議は昭和25(1950)年ぶり、条例案の再議は初めてで、県政史上かつてない再議権の行使でした。

再議による予算修正案の否決を受け、自民党誠心会は2億円を63万円に減額する再修正案の提出を準備。再修正案に対して執行部が理解を示したことで、本会議休憩中に他会派とも協議が行われて、最後は複数会派による新たな修正案の共同提出が決まりました。再修正案は2億円から「70万円(63万円に消費税を加えた額)への減額と、債務負担行為の対象範囲を具体化する内容で賛成多数で可決。加えて、弁護士報酬に関する基準を定めることや、最小の費用となるよう努力することを執行部に求める付帯決議を全会一致で可決しました。

向山の考え

再議を経て、結果的に議会としての統一的な考え方を県民の皆様を示したと考えます。一方、一部報道で「県民不在だ」との批判が上がりました。議会の議決を否定する再議権の行使ではなく、執行部が予算の必要性について時間をかけて議会に説明した後、新たに補正予算に計上する選択肢もありました。 また、予算の修正箇所は、人件費などの義務的経費でなく「将来的に起こる可能性がある裁判」の着手金にあてる2億円です。再議を要請すると、県民生活に直結する予算全体の執行が止まってしまうため、本来であれば再議権の行使は抑制的であるべきです。 執行部や会派間の協議で、2億円が70万円に減額した経緯が不透明との意見もあります。議会として県民の皆様への説明責任を果たしつつ、執行部の判断や再議の在り方についてももしっかりと議論する必要があります。



本会議での質疑は動画で

用語解説

※1 付帯決議とは… 県議会の委員会が予算案や条例案を可決する際、その委員会の意思を表明するものとして行う決議のこと。

※2 債務負担行為とは… 1つの事業や事務が単年度で終了せず、後の年度でも支出しなければならない場合に、あらかじめ後の年度の債務を予算で決める行為。予算は単年度で完結するのが原則だが、設定された範囲(事項、期間、限度額)内で債務負担契約が結べる。

※3 再議権とは… 議会に対する首長の拒否権。地方自治法に基づき、首長は、予算や条例に関する議会の議決に異議がある場合、審議のやり直しを求めることができる。再議に付された議案の可決には出席議員の「3分の2以上」の賛成が必要で、過半数で決定する一般議案よりハードルが高くなる。

※4 「70万円」の根拠… (旧)日本弁護士連合会報酬等基準では、裁判で認められた金額(経済的利益)が算定できない場合は「算定基準800万円」を用いる。着手金の計算式で算出した49万円に、金額の30%範囲内で増減額することができる規定を準用すると最大で63万7千円。税込みで70万1千円となる。



SNSで情報発信しています!

日ごろの活動内容を多くの人に知ってもらおうと、向山はSNSを利用した情報発信を行っています。より多くの方に県議としての活動を知ってもらうとともに、向山が考える県政課題や政策、主義主張を積極的に発信して県民の皆様との情報共有を目指しています。



皆様の声を政治にいかします!

向山の活動は皆様の「声」が原点です。新型コロナウイルスに関係する問題など、いつでも電話・FAX・メールで意見・要望をお聞かせください。